

## WEB 口座振替受付サービス利用規定(2019 年 10 月 1 日現在)

### 第 1 条【サービス内容】

「WEB 口座振替受付サービス」(以下、「本サービス」といいます。)とは、お客さまが、当行所定の収納機関(以下、「収納機関」といいます。)に対する料金等の支払いに関して、お客さまの使用に係るパーソナルコンピュータ、携帯電話等の端末機(以下、「端末機」といいます。)の画面上に表示された収納機関のウェブサイトから、預金者本人名義の口座を引落口座として指定する預金口座振替を申し込むことにより、第 7 条の預金口座振替契約の締結を行うサービスです。本サービスによる預金口座振替契約の締結については、本規定により取り扱うこととします。

### 第 2 条【利用対象者】

本サービスの利用対象者は、当行発行のキャッシュカード(以下、「カード」といいます。)を保有している日本に居住している個人もしくは個人事業主で、かつ次条に定める対象口座を保有する預金者本人に限ります。

### 第 3 条【対象口座】

本サービスにおいて指定可能な対象口座は、カード発行済みの当行普通預金口座(総合口座取引の普通預金を含みます。)に限ります。

### 第 4 条【サービス利用可能時間】

本サービスの利用可能時間は、当行所定の利用時間内とします。ただし、この時間については、事前の通知なく変更することがあります。また、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内であっても利用できない場合があります。

### 第 5 条【預金口座振替契約の締結手続き(本人確認手続き)】

- (1) 本サービスを利用するには、お客さまは端末機に表示された収納機関のウェブサイト上の申込画面および収納機関との契約書面等により申込内容を確認のうえ、本サービスに係る操作手順に従い、お客さま自身にて端末機に引落口座の支店名、預金科目、口座番号、生年月日、口座名義、カードの暗証番号等の所定事項(以下、「所定事項」といいます。)を正確に入力し、当行あてに伝達するものとします。お客さまが当行に伝達した所定事項が、当行に登録されている所定事項と各々一致した場合、当行は、お客さま本人からの預金口座振替の申込があったものとみなし、預金口座振替契約の締結手続きを行います。
- (2) 以下に該当する場合、本サービスを利用することはできません。
  - ・ 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - ・ 収納機関のウェブサイトにおいて購入する商品、または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払を受けることができないと定めている場合
  - ・ 本規定に反して利用された場合

### 第 6 条【サービス利用停止】

- (1) 対象口座の口座名義ならびに登録されている暗証番号と異なる情報を、当行所定の回数以上連続して入力された場合は、本サービスの利用を停止します。
- (2) 前項の発生により、本サービスの利用を停止されたお客さまが本サービスの利用を再開する場合には、当行所定の手続きにより、当行に依頼するものとします。

## 第7条【預金口座振替契約の締結・解除】

### (1) 申込方法

お客さまは、第5条に定めた本人確認手続きを経た後、当行所定の手続きにより申込に必要な事項を伝達することによって、預金口座振替契約の締結を申込みものとします。

### (2) 申込の承諾

当行がお客さまの預金口座振替申込を受付けた場合、端末機に入力内容確認の画面を表示します。お客さまはその内容を確認のうえ、正しい場合には、口座振替申込ボタンを押下し、当行に通知するものとします。申込内容の確認、通知が当行所定の時限までに行われ、当行がこれを受信した場合は、申込が確定したものとし、お客さまと当行との間で預金口座振替契約として以下の事項を内容とする契約が締結されたものとします。

- ・ 収納機関から当行に請求書等が送付されたときには、お客さまに通知することなく、請求書等記載金額を指定の当該口座から引落しのうえ、収納機関に支払うことができるものとします。
- ・ 当行は普通預金規定にかかわらず、お客さまから払戻請求書および預金通帳等の提出を受けることなしに、前項の引落しを行います。
- ・ 収納機関の指定する振替指定日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)において請求書等記載金額が指定の当該口座の支払可能金額(当座貸越(総合口座取引による貸越を含みます。))を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるときは、当行はお客さまに通知することなく、請求書等を収納機関に返却します。
- ・ 振替指定日に指定の当該口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引落とすかは当行の任意とします。
- ・ 収納機関の都合で、収納機関がお客さまに対して割当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引続き取扱うものとします。

なお、当該承諾通知が通信回線障害等により端末機に届かず表示されない場合には、お客さまは当行に照会することとし、この照会がなかったことによりお客さまに生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。また申込確定後に申込内容の取消・変更はできないものとします。

### (3) 申込の不成立

以下のいずれかに該当する場合は、お客さまからの申込はなかったものとして取扱います。この場合、当行はお客さまに対して申込が不成立となった旨を通知しませんので、お客さま自身で成否を確認するものとします。

- ・ カードの盗難・紛失等の届出があり、それに基づき当行が所定の手続をとったとき
- ・ 災害や事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、本サービスの利用に係る通信または処理が正常に行われなかった場合
- ・ お客さまの利用する端末機や当行のコンピュータ等に障害が発生したことにより、本サービスの利用に係る通信または処理が正常に行われなかった場合

#### (4) 預金口座振替契約の解除

預金口座振替契約を解除するときは、お客さまから当行へ書面により届出るものとします。

以下の場合、当行はお客さまとの間の預金口座振替契約が終了したものととして取扱うことができるものとします。

- ・ 解除の届出がないままで長期間にわたり収納機関から請求がない等、相当の事由がある場合
- ・ 当該口座が解約された場合
- ・ お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - a. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - c. 自己、自社もしくは第三者に不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ・ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
  - a. 暴力的な要求行為
  - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - e. その他前各号に準ずる行為

#### 第8条【収納機関への情報通知】

- (1) 申込の確定または不成立に関し、当行は収納機関に対して当該情報を通知するものとします。また、申込みが確定し、預金口座振替契約が成立した場合、当行はお客さまの当該収納機関に対する預金口座振替の申込みに関する情報をお客さまに代わって当該収納機関に送信します。さらに、当該申込に関する情報については、届出書または変更届等によりお客さまに代わって当該収納機関に送付するものとします。当行が当該収納機関に前記の送信および送付を行うことにつき、お客さまはあらかじめ同意するものとします。
- (2) 申込の確定に関し、当行は収納機関に対し、お客さまが当行の普通預金口座を開設した際に、本人確認を行ったか否かの情報を提供することがあります。

#### 第9条【預金口座振替の開始時期】

収納機関による口座振替の開始時期は、各収納機関の手続が完了した後とします。

## 第 10 条【免責事項】

- (1) 第 5 条に定める本人確認手続きが正常に完了した後、預金口座振替契約の申込があった場合、当行はお客様本人による本サービスの利用とみなし、端末機、暗証番号等について当行の責めに帰すべき事由によらない偽造、変造、盗用、不正利用等の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
- (2) 以下の事由によって生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由のある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
  - ・ お客様の端末機、当行の管理によらない回線障害等により、本サービスの提供ができなかった場合
  - ・ 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が送信した情報に遅延欠落等が生じた場合
  - ・ お客様における端末機の不正利用、誤操作等により正しい取扱いができなかった場合
- (3) 公衆回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において、盗聴、不正アクセス等がなされたことにより、お客様の暗証番号、その他情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- (4) 本サービスおよび本サービスによる預金口座振替についてお客様と収納機関との間で紛議が生じても、当行の責めに帰すべき理由による場合を除き、お客様と収納機関との間でこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

## 第 11 条【届出事項の変更等】

お客様の氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当行所定の書面により当行へ届出ることとし、その届出を怠ったことにより生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

## 第 12 条【通知等の連絡先】

当行はお客様に対し、申込内容について通知、照会、確認をすることがあります。その場合、お客様があらかじめ当行に届出た住所、電話番号等を連絡先とします。当行が本連絡先にあてて通知、照会、確認を発信、発送し、または書類を発信した場合には、前条の届出を怠る等、お客様の責めに帰すべき事由によりこれらが延着または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。当行の責めに帰すべき事由によらない端末機、通信機器、回線等の障害による延着、不着の場合も同様とします。

## 第 13 条【個人情報の取扱い】

当行は、個人情報の保護に関する法令等に基づき、当行のホームページ上に掲載している「個人情報のお取り扱いについて」のとおり、お客様の個人情報を適切に取り扱います

## 第 14 条【個人情報第三者提供の同意】

お客様は、本規定に基づく申込みおよび取引にかかる氏名、口座番号等の情報が、収納機関におけるサービス提供およびそれにかかる付随業務のため、当行から収納機関に提供されることに

あらかじめ同意するものとします。

#### 第 15 条【責任制限】

本サービスの利用にともないお客さまに生じた損害についての当行の責任は、当行の故意または重過失による場合で、かつ直接の通常損害の範囲に限られます。

#### 第 16 条【規定の変更等】

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。

#### 第 17 条【規程等の準用】

本規定に定めのない事項については、お客さまは、当行の各種預金規定、口座振替規定等の各規定が適用されることに同意のうえで本サービスを利用するものとします。

#### 第 18 条【準拠法・管轄】

本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関し訴訟の必要が生じた場合には、当行(本店)の所在地を管轄とする裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上